

指定資金移動業者（株式会社リクルートMUFGBビジネス）のサービス概要①

賃金のデジタル払いが認められる口座

- 労働者指定口座※1名 : COIN+（スタンダード）アカウント
- 労働者指定口座残高の受入上限額 : 30万円
- 労働者指定口座残高が受入上限額を超えた場合：指定資金移動業者は、賃金のデジタル払いを既往の労働に対する賃金の前払いに限定しており、労働者からの前払申請時に、労働者指定口座残高が受入上限額を超える場合は、前払申請ができないようシステム制御※2している。

破綻時等の資金保全の仕組み

- 保証機関名：株式会社三菱UFJ銀行
- 保証対象 : 労働者指定口座残高全額
- 保証の流れ：指定資金移動業者の破綻時等から6営業日以内に、保証機関が初期選択口座※3に保証額を振り込む（労働者から保証機関への請求は不要。）。

不正取引時の補償

- 補償額 : 労働者に故意または重過失がない場合等、補償規約に従い全額補償。
- 補償の流れ：損害が発生した日から60日以内に、労働者が指定資金移動業者及び警察に申告。

※1：労働者が指定する指定資金移動業者口座

※2：受入上限額の超過が見込まれる際、前払申請期限までに労働者が労働者指定口座残高を減算のうえ、前払の再申請をする必要がある。
前払の再申請をしなかった場合は、所定の賃金支払日に、賃金全額が労働者本人名義の預貯金口座等に振り込まれる。

※3：労働者が指定資金移動業者に、代替口座として指定する銀行口座等。いわゆる指定代替口座。

指定資金移動業者（株式会社リクルートMUFGBビジネス）のサービス概要②

口座残高を一定期間利用しない場合の取扱い

- 有効期間：口座残高が最後に変動した日から少なくとも10年間は労働者指定口座の口座残高は有効。指定資金移動業者が定める基準日に、4年以上5年未満口座残高の増減がない労働者宛に、口座残高を確認するよう通知。さらに当該通知から1年間で口座残高の増減がない労働者宛に、その後5年間残高の増減がない場合、当該口座残高が消滅する旨を通知。2回目の通知から更に5年間、口座残高の変動がない場合は、労働者指定口座の口座残高が失効する。

口座への入金や、口座からの払出（現金化）の方法

- 入金：労働者は、「給与受け取りサービス」※1で前払申請。使用者は「Airワーク 給与支払」※1で申請内容を確認・承認し、COIN+（スタンダード）アカウント宛てに賃金の振り込みを指図。
- 払出（現金化）：労働者本人名義の預貯金口座等への送金が可能※2。
- 入金・払出（現金化）の単位：1円以上1円単位で可能。

その他

- サービス提供時期：「Airワーク 給与支払」を利用する全ての使用者及びその従業員を対象に、令和7年1月上旬からサービス開始予定。
- 申込方法：「給与受け取りサービス」内から、労働者が申し込む※3。

※1：株式会社リクルートが提供するサービス。

※2：送金に係る手数料は、無料。

※3：事業場の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者）と使用者の間で賃金のデジタル払いに関する労使協定の締結と、使用者による労働者の個別同意の取得がなされている必要がある。